

# 機関、艙装及び火災安全設備の定期的検査に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
自動化設備規則  
高速船規則  
鋼船規則検査要領 B 編  
高速船規則検査要領

## 改正事項

機関、艙装及び火災安全設備の定期的検査に関する事項

## 改正理由

本会は、就航後の船舶が国際条約等により要求される構造及び設備要件を満足していることを確認するため、IACS 統一規則 Z1 に基づき、定期的検査の要件を規定しているが、当該規定は、各船の機関、艙装及び火災安全設備の設計条件及び仕様等に応じて適切な対応が図れるよう、一般的な規定に留めている。

一方、実際の定期的検査においては、検査に関する詳細要件が規定された IMO の「検査と証書の調和システムに基づく検査ガイドライン」(最新版：2015 年採択の総会決議 A.1104(29)) に準拠したチェックリストを検査員が使用することで、上記の構造及び設備要件を満足していることを確認してきた。

このため、定期的検査における十分な実績が得られたことから、検査に関する当該詳細要件を本会規則に反映するべく、総会決議 A.1104(29)を参考に関連規定を改めた。

## 改正内容

機関、艙装及び火災安全設備の定期的検査に関する詳細要件を規定した。

## 改正条項

鋼船規則 B 編 3.2.8, 3.3, 表 B3.2, 表 B3.3, 表 B3.4, 表 B3.7, 表 B3.8, 表 B3.9, 表 B3.10, 4.2.7  
自動化設備規則 2.3.2  
高速船規則 2 編 3.3.1, 3.6.1, 3.6.2,  
鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.2, B3.2.3, B3.3.1, B3.3.2, B3.4, B3.5, B4.2.7, B4.3.1, B4.4.2, B4.5.2  
高速船規則検査要領 2 編 3.6.1, 3.6.2